

「消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」「不当景品類及び不当表示防止法第12条第1項及び第2項の規定による権限の委任に関する政令案」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第31条第1項の消費者庁長官に委任されない権限に関する政令案」に対する意見公募の結果について

平成21年8月14日
内閣官房消費者行政一元化準備室

標記3政令案については、平成21年6月30日（火）から7月29日（水）までの間、広く国民の皆様からのご意見の募集を行いました。当該期間において、ご意見は寄せられませんでしたので、その旨をお知らせいたします。

なお、標記3政令は、平成21年8月11日に閣議決定され、同14日に公布されております。詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 消費者行政推進会議ホームページ（首相官邸）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/index.html>
- ・ 消費者庁・消費者委員会設立準備室ホームページ（内閣府）
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/sanyokai/index.html>

1. 実施期間等

- (1) 実施期間：平成21年6月30日（火）～平成21年7月29日（水）
- (2) 告知方法：内閣官房ホームページ及び電子政府の総合窓口（e-gov）において掲載
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. ご意見の到達件数

0件